

7 文科施第 1204号
令和 8 年 4 月 3 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
蝦名 喜之
(公印省略)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本
計画の改正について（通知）

この度、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号。以下「施設整備基本方針」という。）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号。以下「施設整備基本計画」という。）の一部を改正しましたのでお知らせします。

施設整備基本方針は、「諸情勢の変化等を踏まえ、今後概ね五年を目途に見直しを行う」とされていることを踏まえ、前回、全体的な見直しを行った改正を行った令和3年の改正から概ね5年が経過したことから、その内容を見直しました。また、施設整備基本方針の改正内容を踏まえ、併せて施設整備基本計画を改正しました。

各地方公共団体は、法第12条の規定に基づき交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、施設整備計画を作成し、公表するとともに、文部科学大臣に提出しなければならないこととされていますので、今後、施設整備計画を作成又は変更する場合には、本改正の趣旨を踏まえ、積極的に取組を進めていただくようお願いします。この際、令和4年度末までの策定を要請していた学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の内容の充実と併せ、計画的に取り組んでいただくことが重要です。また、本改正の趣旨を域内市区町村の教育委員会に周知していただくようお願いします。

記

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する告示（令和八年文部科学省告示第七十号）

第一条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部改正

- (1) 学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）について、学校施設を取り巻く状況の変化や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合も含む学校の適正規模・適正配置や他の公共施設との複合化・共用化の方針等を考慮しつつ、充実・見直しを行っていくことが求められること。
- (2) 自然災害の激甚化・頻発化により、学校の避難所としての役割がますます重要となっている。また、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和七年六月六日閣議決定）においても学校施設の耐災害性強化が重点的に推進すべき施策として位置付けられ、公立小中学校等のバリアフリー化、トイレ洋式化については令和十二年度までに整備完了率を100パーセント、屋内運動場における空気調和設備の設置率を令和十七年度までに100パーセントとすることを目標となっていることも踏まえて整備に取り組むこと。
- (3) バリアフリートイレや段差解消のためのスロープ、エレベーターに係る国が定める整備について、令和十二年度までの早期に達成することを整備目標としていること等を踏まえ、学校施設の早期のバリアフリー化を図ることが重要であること。
- (4) 中学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられることを踏まえた教室数等の確保や、特別支援学校の適正な教育環境を保障するための教室確保に向けた「集中取組期間」を令和2年度から令和6年度としていたところ、令和9年度まで延長されたことを踏まえた整備が重要であること。
- (5) 次期学習指導要領における教育内容・教育方法等の変化も見据え、1人1台端末を含めたデジタル学習基盤を支える整備や、学びの多様化学校・夜間中学の設置等を進めることが必要であること。
- (6) その他所要の改正を行ったこと。

第二条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成十八年文部科学省告示第六十二号）の一部改正

- (1) 学びの多様化学校又は夜間中学の用に供する既存施設の改造事業について新たに記載。
- (2) その他所要の改正を行ったこと。

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

法規係 岩切

電話 03-6734-2000（直通）

E-mail sisetujo@mext.go.jp

○文部科学省告示第七十号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条第一項の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針の一部改正

（公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。）

第一条 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設である。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。</p>	<p>公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっている。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。</p>

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心で機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資するため、地方公共団体の創意工夫を生かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

公立の義務教育諸学校等施設については、その多くが昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設されたものであり、現在、一斉に更新時期を迎えている。具体的には、建築後四十年以上を経過した校舎等が保有面積の約六割を占めるなど老朽化が極めて深刻な状況にあり、老朽化した施設では、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。こうした状況を踏まえ、老朽化対策の強化が喫緊の課題となっている。

防災対策の観点では、公立の義務教育諸学校等施設については、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策は概ね完了しているものの、構造体の耐震化等が未完了である施設も存在することから、当該施設の耐震化を進めることが必要である。また、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は七割程度であるため、非構造部材の耐震点検・耐震対策の更なる加速化が求められている。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや国内の夏の平均気温が上昇傾向にあることから、公立の義務教育諸学校等施設については、熱中症対策も含めて地域の避難所や防災拠点としての機能を強化することも必要である。

こうした中で、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和七年六月六日閣議決定)においては、学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化が重点的に推進すべき施策として位置づけられた。引き続き、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画も踏まえ、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある施設整備を推進することが求められている。

教育の質の確保の観点では、新しい時代の学びとして個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末を含むデジタル学習基盤の活用に必要な施設整備が求められている。また、児童生徒の教育条件の改善に向け、急速に進行する少子化等を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の検討を行うことや、地域コミュニティの拠点として学校と他の公共施設との複合化・共用化等を進めることも重要となる。

さらに、現在、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるように、中央教育審議会において次期学習指導要領に向けた検討が進められていることにも留意する必要がある。

このような状況を踏まえた上で、地方公共団体が地域の実情等に応じ、整備内容の性質を踏まえつつ、PFI等の手法により民間資金等を活用することも検討するなど、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の計画的な整備を推進することが必要である。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心で機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、地方公共団体の創意工夫を活かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

公立の義務教育諸学校等施設については、昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設された大量の校舎等が一斉に更新時期を迎え、建築後二十五年以上を経過した校舎等が保有面積の約八割を占めるなど老朽化が極めて深刻であり、対策の強化が喫緊の課題となっている。老朽施設においては、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。また、台風や豪雨等の自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生等から児童生徒等の生命と健康を守ることも大きな課題である。このため、老朽化対策とともに、災害時に地域の避難所として利用されることも踏まえた防災機能の強化や衛生環境の改善についても図りながら、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

公立の義務教育諸学校等施設における構造体の耐震化や吊り天井(照明器具、バスケットゴール等)高所に設置されたものを含む。以下同じ。の耐震対策は概ね完了した状況となっている。しかしながら、これらの対策が未だに完了していない施設が一部に残っており、一刻も早く完了させることが引き続き喫緊の課題であるほか、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は五割程度にとどまっており、速やかに対策を講じることが求められる。

老朽化対策や防災機能の強化、耐震対策等の整備は、国土強靱化の観点からも重要であることから、各地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づいて、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある取組が求められる。

さらに、近年の公立の義務教育諸学校等施設については、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保、少人数による指導や一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図るとともに、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化、トイレ環境の改善や空調と設備の設置、地球温暖化等の環境問題に対応するためのエコスクール化等の社会的要請にも応えていくことが重要である。

なお、効率的・効果的な施設整備を実現するためには、PFI等の手法により民間資金等を活用することも有効であり、整備内容の性質を踏まえつつ、積極的に検討することが必要である。このような状況を踏まえた上で、各地方公共団体が地域の実情等に応じ、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の整備の計画的な推進を図る必要がある。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体において、厳しい財政状況の中で中長期的な維持管理・更新等に係る総費用の縮減や予算の平準化を図りながら、着実に老朽化対策を実施し、施設の機能維持や安全性を確保するため、学校施設の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という）を策定することが必要である。

この個別施設計画の策定は学校施設環境改善交付金の採択に当たつての要件となっており、当初の策定目標年度を令和二年度としていた。現在では概ね全ての地方公共団体において策定されているものの、学校施設を取り巻く状況の変化や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合も含む学校の適正規模・適正配置や他の公共施設との複合化・共用化の方針等を考慮しつつ、個別施設計画の不断の充実・見直しを行うことが求められる。

加えて、学校種ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。

1 老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、個別施設計画に基づき、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という）を計画的に進めることが重要である。

建築後四十年以上が経過し、老朽化した施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ総費用の縮減や予算の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（例えば、施設の劣化状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）は改築とするなど、整備手法を工夫しながら効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、将来の老朽化に備えることも重要である。

また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実にを行うなど、常に適切な維持管理に努めることも求められる。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体は、学校種別ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要である。

1 老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、今後十五年間で膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえた学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という）を計画的に進めることが重要である。また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実にを行うなど、常に適切な維持管理に努めることが求められる。

建築後四十年以上を経過した老朽施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ経費の縮減や整備量の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（施設の劣化状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）には改築とするなど、整備手法を工夫して効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、計画的・戦略的に将来の老朽化に備えることも重要である。

また、長寿命化改良の実施に当たっては、単に数十年前の建設当初の状態に戻すのではなく、近年の多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末環境の下での情報通信技術の活用等に対応できるよう教育環境の質的向上を図るとともに、現代の社会的要請に応じた整備を行うことが必要である。

さらに、公立の義務教育諸学校等施設と他の公共施設（社会教育施設や福祉施設等）との複合化・共用化等による整備を行うことは、児童生徒等の学習活動の充実に加え、地域の実態に応じた公的ストックの最適化や地域のコミュニティの拠点形成の観点からも有効である。学校の適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、地方公共団体内の分野横断的な検討体制を構築して教育環境の向上とコストの最適化を図りつつ、単一の公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策のみにとどまらない幅広い視点からの整備が必要である。

2 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、児童生徒が安心して学びを継続することができ、災害の発生時には避難所として国民の生命を守ることができるようにするためにも、公立の義務教育諸学校等施設について次の整備を図り、安全・安心な環境を確保することが重要である。

なお、これらの施設整備に当たっては、公立学校の施設整備のための予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが効果的となる。

(一) 耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策についても早急に対策を講じることが求められる。

(二) 防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等だけでなく、地域住民の生命の安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画や国土強靱化地域計画を踏まえ、バリアフリー化やトイレの洋式化、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸及び備蓄倉庫等の整備を行うことにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。

〔第1次国土強靱化実施中期計画〕において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校前期課程のバリアフリー化の整備完了率、トイレの洋式化の整備完了率を令和十二年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて、整備に取り組むことが求められる。

また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

(三) 空気調和設備の整備

現在、公立の義務教育諸学校等施設の空気調和設備の整備状況について、普通教室は概ね設置が完了している一方で、特別教室は約七割、屋内運動場は約二割の設置に留まっている。

熱中症対策の観点も踏まえ、未整備となつている普通教室や特別教室も含めた空気調和設備の整備を早急に行うことが求められるが、自然災害が激甚化・頻発化する中で、屋内運動場が災害時に避難所として活用されることも踏まえると、屋内運動場への空気調和設備の整備は喫緊の課題であり、断熱性の確保も含めた整備を加速化していく必要がある。

〔第1次国土強靱化実施中期計画〕において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の屋内運動場における空気調和設備の設置率を令和十七年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて整備に取り組むことが求められる。

2 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年は、令和元年東日本台風や令和二年七月豪雨をはじめ自然災害が激甚化・頻発化しており、地域の避難所、防災拠点としての公立の義務教育諸学校等施設の役割はますます重要となつている。また、令和二年には新型コロナウイルス感染症の流行の拡大により、長期にわたつて全国の学校において臨時休業が行われるなど、児童生徒等の学びの保障に大きな影響を与える事態となつた。

このような災害や感染症等の発生時においても児童生徒等が不安なく学びを継続することができるようにするため、公立の義務教育諸学校等施設について以下の整備を図り、安全・安心な教育環境を確保することが不可欠である。

なお、これらの施設整備に当たっては、学校施設予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが適当である。

(一) 耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井の耐震対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策にも万全を期することが重要である。

(二) 防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画を踏まえ、バリアフリー化、トイレ、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸、備蓄倉庫等を整備することにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

〔新設〕

四|| バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）において、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の施設について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には、同法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務が課されている。また、令和七年六月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百一十一号）が施行され、建築物移動等円滑化基準において、原則、車椅子使用者用のトイレを各階に設置することが、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には適合義務、既存の施設については努力義務とされた。

国においては、令和十二年度までの早期に、バリアフリートイレについて避難所に指定されている全ての学校に整備すること、段差解消のためのスロープ等について全ての学校に整備すること及びエレベーターについて円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての整備目標としている。また、整備目標の達成に向けた取組を推進し、バリアフリー化の整備内容を担保するため、原則全ての学校設置者において、令和十二年度までに、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されること、令和十二年度時点で学校設置者が新築・改築及び大規模改修の整備を検討するに当たって、高齢者、障害者等の意見を聞くこと等による当事者参画を実施していること又は実施予定であることを取組目標としている。

五|| 衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

六|| 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件が発生していることに鑑み、不審者侵入の防止等、児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策等も含め、児童生徒等の安全対策には万全を期することが求められている。

三|| バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び同法施行令（平成十八年政令第三百七十九号）が改正され（令和三年四月施行）、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築等を行う際には、移動等円滑化基準への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても同基準への適合の努力義務が課されることとなった。このため、令和七年度までに、車椅子使用者用トイレについては避難所に指定されている全ての学校に整備すること、スロープ等による段差解消については全ての学校に整備すること及びエレベーターについては円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての目標とする。

四|| 衛生環境の改善

このことを踏まえ、障害のある児童生徒等への対応とともに、災害発生時の地域の避難所としての機能を有することも踏まえて、公立の義務教育諸学校等施設を誰もが利用しやすい施設とするため、各地方公共団体においてもバリアフリー化の整備目標を反映した整備計画を策定し、新築等の際はもとより、既存の施設についても車椅子使用者用トイレやスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化の整備を計画的に進めることが重要である。

六|| 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件に鑑み、不審者侵入の防止など児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策や、衛生管理の充実強化など、児童生徒等の安全対策には万全を期する必要がある。

3 教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童生徒数の増加に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題がある場合等においては、義務教育の機会均等を図るために必要な教育環境となるよう施設を整備することが重要である。なお、公立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室の確保も重要である。これらの対応に当たっては、新築又は増築のみならず、既存施設を活用するなど、多様な手法を検討することも有効となる。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を提供するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握し、教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和九年度までの「集中取組期間」において、新增築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用し、適正な教育環境を提供することも重要である。

4 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保や、一人一台端末を含めたデジタル学習基盤を十分に活用するための基礎として校内通信ネットワーク等の教育環境の整備が必要である。また、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるように、現在中央教育審議会で審議中の次期学習指導要領における教育内容・教育方法等も踏まえることが重要となる。また、「教育振興基本計画」(令和五年六月十六日閣議決定)等において設置目標が掲げられている、いわゆる学びの多様な学校(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部科学省令第十一号)第五十六条(同令第七十九条、第七十九条の六第一項及び第二項並びに第八八条第一項において準用する場合を含む)に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)やいわゆる夜間中学(夜間その他特別な時間において授業を行う学校)についても、その設置に必要な施設整備を進めていく必要がある。

また、社会教育施設や福祉施設等の公共施設との複合化・共用化等による整備を行うことは、コミュニケーションや創造性を誘発する空間を生み出すことにもつながるものであり、また、公的施設等の適正化の観点からも有効である。そのため、地方公共団体における分野横断的な検討体制を構築し、単一の公立の義務教育諸学校等施設整備に留まらない幅広い視点から整備を検討することが重要である。

そのほか、環境との共生や木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、エコスクールの整備等を図ることも重要である。

3 教室不足の解消等を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、社会的、自然的要因による児童生徒数の増加に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題があるなどの場合には、教室数等について、必要な水準を安定的に確保することが重要である。また、公立の小学校及び義務教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室数等の確保も重要である。これらの際、新增築整備のみならず、既存施設を大規模改修して活用するなど、多様な手法を検討することも有効である。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を保障するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握して教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和六年度までの「集中取組期間」において、新增築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用した整備を図るなどの手法を用いることも重要である。

4 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学習指導要領の改訂及び情報通信技術の活用等の教育内容・教育方法等の変化や、地域との連携、環境との共生、木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、これに適切に対応するために教育環境の質的な向上を図ることが必要である。特に、再生可能エネルギーの活用は、社会全体で目指すべき脱炭素社会の実現に寄与するものであることから、積極的に導入していくことが重要である。

また、一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図る上では、校内通信ネットワークの整備が重要であるとともに、情報端末の充電保管庫の整備が有効である。

5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) 産業教育施設
産業教育施設については、我が国における産業・経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業・経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。

(二) 幼稚園等施設

幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の改正により令和八年度から一学級の幼児数が原則三十五人以下から三十人以下に引き下げられることも踏まえ、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるよう、施設整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステムによる整備やその内部を適切な温度・湿度に保つための空気調和設備の整備を推進することが重要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、部活動の地域展開等の推進、児童生徒の運動時間の確保、武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校体育施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、気候変動への対応や環境負荷の低減に配慮するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが気軽に利用できる施設の整備を推進することや、部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動等における利用も想定して、学校体育施設における動線の確保やスマートロックの導入等における整備等を行うことが重要である。また、地域の防災拠点としての役割を踏まえ、スポーツ施設の耐震化や空気調和設備の整備等による防災機能の強化を進めることが重要である。さらに、地域のスポーツ施設と学校体育施設が連携し、効率的な利用を図ることや、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用するこ、学校体育施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも重要である。

三 [略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二條 (公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部改正)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) 産業教育施設
産業教育施設については、我が国の産業・経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業・経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。

(二) 幼稚園等施設

幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるよう整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による調理施設の整備やその内部における空気調和設備の設置を推進することが重要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、児童生徒の体力の低下等の問題、中学校学習指導要領等において必修とされている武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校におけるスポーツ施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、地域の防災拠点としての役割も踏まえ、地域のスポーツ施設と学校におけるスポーツ施設の双方が連携し、互いに効率的な利用ができるようにすることが重要であるとともに、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用するこ、老朽化した複数の学校のスポーツ施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも有効である。

三 [同上]

改正後

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を生かして作成することが必要である。

1 施設整備計画の目標の設定

〔略〕

(一) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(二) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(三) 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

〔略〕

(一) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(二) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1) 空気調和設備の整備

(2) 空気調和設備の設置に関する事業

ア バリアフリー化

バリアフリー化

ア バリアフリー化を図るための改造事業

衛生環境の改善

ア トイレ環境の改善を図るための改造事業

〔削る〕

(6) 〔略〕

(三) 〔略〕

改正前

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1 施設整備計画の目標の設定

〔同上〕

(一) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(二) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(三) 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

〔同上〕

(一) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(二) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1) 空気調和設備の整備

(2) 空気調和設備の設置に関する事業

ア バリアフリー化

バリアフリー化

ア バリアフリー化を図るための改造事業

衛生環境の改善

ア トイレ環境の改善を図るための改造事業

〔新設〕 空気調和設備の整備

ア 空気調和設備の設置に関する事業

(6) 〔同上〕

(三) 〔同上〕

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(四) 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>(1) (2) [略]</p> <p>(3) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部科学省令第十一号)第五十六条(同令第七十九条、第七十九条の六第一項及び第二項並びに第八十一条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校(いわゆる学びの多様化学校)又は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校(いわゆる夜間中学)の用に供するための既存施設の改造事業</p> <p>(4) 屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境施設の整備に関する事業</p> <p>(5) 太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関する事業</p> <p>(6) 校内通信ネットワークの整備等に関する事業</p> <p>(五) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(1) (2) [略]</p> <p>(3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等(法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。)の施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものの施設を除く。)の新增築事業</p> <p>(4) (8) [略]</p> <p>(六) [略]</p> <p>3 5 [略]</p> <p>二 [略]</p>
	<p>(四) 教育環境の質的な向上を図る整備</p> <p>(1) (2) [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>(3) 屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境施設の整備に関する事業</p> <p>(4) 太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関する事業</p> <p>(5) 校内通信ネットワークや情報端末の充電保管庫の整備に関する事業</p> <p>(五) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備</p> <p>(1) (2) [同上]</p> <p>(3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等(法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。)の施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものの施設を除く。)の新增築事業</p> <p>(4) (8) [同上]</p> <p>(六) [同上]</p> <p>3 5 [同上]</p> <p>二 [同上]</p>

附 則
この告示は、令和八年四月一日から施行する。

公立学校施設整備に対する国庫補助

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（施設費負担法）に基づき、公立学校施設整備費負担金と学校施設環境改善交付金により国庫補助。

- 負担金：校舎等の新增築
- 交付金：老朽化対策等長寿命化改良、校舎等の耐震補強、改築等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

施設費負担法に基づき、文部科学大臣は、**公立義務教育諸学校等の施設整備に関する目標等を定めた施設整備基本方針と施設整備基本計画を定め、公表**することとしている。

平成18年度の策定以降、**5年を目途に見直し**。令和8年度から新たな目標・計画に移行。

経費区分	負担金	交付金
事業区分	教室不足による新增築、統合校の新築 等	長寿命化改良、耐震補強、防災機能強化、大規模改造、空調整備、学校給食施設整備、産業教育施設整備、スポーツ施設整備 等

【文部科学大臣告示】

整備目標

施設整備基本方針

【文部科学大臣告示】

基本方針に基づき、基本計画を作成

施設整備基本計画

【地方公共団体】

施設整備計画の作成・公表・提出

地方公共団体単位で一括して交付

交付

負担金の交付

交付金の交付

施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正について

施設整備基本方針の主な改正内容

<「一 背景」について>

- 老朽化対策が喫緊の課題となっているとともに、近年、自然災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、**学校の避難所としての役割がますます重要**となっており、令和7年6月に閣議決定された「**第1次国土強靱化実施中期計画**」も踏まえた、**学校施設の耐災害性の強化**等が求められている。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に加え、現在、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう次期学習指導要領に向けた検討が進められていること等も踏まえ、1人1台端末を含む**デジタル学習基盤の整備**、バリアフリー化、防犯対策、**特別支援学校の教室不足への対応**、**学校施設の適正規模・適正配置及び他の公共施設との複合化・共用化の検討**等が必要。

<「二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標」について>

- **児童生徒の将来推計も踏まえ**、効率的・効果的な整備を行うことが必要。
- 老朽化対策において、地方公共団体の作成する**学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の充実・見直し**を行うことが求められる。
- 防災機能強化において、国土強靱化地域計画も踏まえ、避難所となる公立小中学校等の**バリアフリー化やトイレ洋式化の整備完了率が令和12年度までに100%となること目指し、整備に取り組む**ことが求められる。
- 避難所となる学校体育館等の空調設置率については、熱中症対策等の観点からも、**令和17年度までに100%を目指し、整備の加速化**が必要。
- 建築物移動等円滑化基準の改正等を踏まえ、**令和12年度までの早期にバリアフリー化の整備**を行うこと。その際、バリアフリー化に関する整備計画の作成等の取組目標も踏まえること。
- **中学校の学級編制の標準を引き下げる方針を踏まえた教室数等の確保**が必要。また、特別支援学校の適正な教育環境を保障するため、**令和9年度までの「集中取組期間」において教室確保に向けた整備**が必要。
- 次期学習指導要領における教育内容・教育方法等の変化も見据え、1人1台端末を含めた**デジタル学習基盤を支える整備**や、**学びの多様化学校・夜間中学の設置**等を進めることが必要。

施設整備基本計画の主な改正内容

- 教育環境の質的な向上を図る整備として、**学びの多様化学校又は夜間中学の用に供するための既存施設の改造事業（令和6年度創設）**を新たに記載する。

令和8年3月に公布、令和8年4月から適用

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
(改正後の全文)

〔平成十八年四月二十四日
文部科学省告示第六十二号〕

(令和八年三月三十一日最終改正)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針

公立の義務教育諸学校等施設（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）は、児童生徒等の学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設である。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっている。

このような公立の義務教育諸学校等施設の役割を踏まえ、児童生徒等の安全を守り、安心して機能的かつ豊かな教育環境を確保するとともに地域住民の安全と安心の確保に資するため、地方公共団体の創意工夫を生かしながら公立の義務教育諸学校等施設の整備を着実に進めていく必要がある。

この基本方針は、このような認識の下に、公立の義務教育諸学校等施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項その他の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めるものである。

一 背景

公立の義務教育諸学校等施設については、その多くが昭和四十年代後半から五十年代にかけての児童生徒急増期に建設されたものであり、現在、一斉に更新時期を迎えている。具体的には、建築後四十年以上を経過した校舎等が保有面積の約六割を占めるなど老朽化が極めて深刻な状況にあり、老朽化した施設では、外壁の落下や構造体の強度低下等の安全面の不具合や各種機能面の不具合が生じ、児童生徒等の生命の安全を脅かしかねない重大な事故が発生する危険性が高い。こうした状況を踏まえ、老朽化対策の強化が喫緊の課題となっている。

防災対策の観点では、公立の義務教育諸学校等施設については、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策は概ね完了しているものの、構造体の耐震化等が未完了である施設も存在することから、当該施設の耐震化を進めることが必要である。また、吊り天井以外の非構造部材の耐震対策の実施率は七割程度であるため、非構造部材の耐震点検・耐震対策の更なる加速化が求められている。

また、近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや国内の夏の平均気温が上昇傾向にあることから、公立の義務教育諸学校等施設については、熱中症対策も含めて地域の避難所や防災拠点としての機能を強化することも必要である。

こうした中で、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和七年六月六日閣議決定）においては、学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化が重点的に推進すべき施策として位置づけられた。引き続き、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画も踏まえ、他の防災・減災等のための施策とも整合性のある施設整備を推進することが求められている。

教育の質の確保の観点では、新しい時代の学びとして個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動や少人数による指導、一人一台端末を含むデジタル学習基盤の活用に必要な施設整備が求められている。また、児童生徒の教育条件の改善に向け、急速に進行する少子化等を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の検討を行うことや、地域コミュニティの拠点として学校と他の公共施設との複合化・共用化等を進めることも重要となる。

さらに、現在、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、中央教育審議会において次期学習指導要領に向けた検討が進められていることにも留意する必要がある。

このような状況を踏まえた上で、地方公共団体が地域の実情等に応じ、整備内容の性質を踏まえつつ、PFI等の手法により民間資金等を活用することも検討するなど、主体的に公立の義務教育諸学校等施設の計画的な整備を推進することが必要である。

二 公立の義務教育諸学校等施設の整備の目標に関する事項

地方公共団体において、厳しい財政状況の中で中長期的な維持管理・更新等に係る総費用の縮減や予算の平準化を図りながら、着実に老朽化対策を実施し、施設の機能維持や安全性を確保するため、学校施設の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定することが必要である。

この個別施設計画の策定は学校施設環境改善交付金の採択に当たっての要件となっており、当初の策定目標年度を令和二年度としていた。現在では概ね全ての地方公共団体において策定されているものの、学校施設を取り巻く状況の変化や児童生徒数の将来推計等を踏まえ、統廃合も含む学校の適正規模・適正配置や他の公共施設との複合化・共用化の方針等を考慮しつつ、個別施設計画の不断の充実・見直しを行っていくことが求められる。

加えて、学校種ごとに策定された「学校施設整備指針」等を踏まえ、特に、次に掲げる事項に留意し、公立の義務教育諸学校等施設の整備を進めることが重要

である。

1 老朽化対策を図る整備

老朽化対策については、膨大な整備需要が見込まれる中、安全性を最優先として、公共施設等総合管理計画等も踏まえつつ、個別施設計画に基づき、施設の長期的な使用を図るための改修（以下「長寿命化改良」という。）を計画的に進めることが重要である。

建築後四十年以上が経過し、老朽化した施設の更新に当たっては、将来の財政状況を見通しつつ総費用の縮減や予算の平準化を図るため、従来の改築中心の整備から長寿命化改良への移行を加速させ、長寿命化改良が合理的ではない場合（例えば、施設の劣化状況、経済効率性又は立地環境等の要因から長寿命化改良に適さない場合等）は改築とするなど、整備手法を工夫しながら効率的・効果的に整備を進めることが重要である。加えて、建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設については、予防改修を積極的に実施することにより、将来の老朽化に計画的に備えることも重要である。

また、施設の劣化や損傷は短い期間で発生するため、法令等に基づく定期点検や必要な修繕を着実に行うなど、常に適切な維持管理に努めることも求められる。

2 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、児童生徒が安心して学びを継続することができ、災害の発生時には避難所として国民の生命を守ることができるようにするためにも、公立の義務教育諸学校等施設について次の整備を図り、安全・安心な環境を確保することが重要である。

なお、これらの施設整備に当たっては、公立学校の施設整備のための予算のみならず、整備の内容に応じて防災関連予算等の関係行政分野の予算を活用しながら整備していくことが効果的となる。

（一）耐震性の確保

児童生徒等と地域住民の生命の安全を確保するために、構造体の耐震化や吊り天井等の落下防止対策が完了していない全ての公立の義務教育諸学校等施設について、速やかに耐震性の確保に取り組むことが必要である。また、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策についても早急に対策を講じることが求められる。

（二）防災機能の強化

公立の義務教育諸学校等施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、児童生徒等だけでなく、地域住民の生命の安全を確保

するとともに、災害発生時に誰もが安心して避難生活を送ることができるようにするため、地域防災計画や国土強靱化地域計画を踏まえ、バリアフリー化やトイレの洋式化、空気調和設備、非常用電源、貯水槽、井戸及び備蓄倉庫等の整備を行うことにより、防災機能の一層の強化を図ることが重要である。

「第1次国土強靱化実施中期計画」において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校前期課程のバリアフリー化の整備完了率、トイレの洋式化の整備完了率を令和十二年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて、整備に取り組むことが求められる。

また、津波による被害が発生する可能性がある地域においては、児童生徒等の避難経路を確保する等の工夫をする必要がある。

(三) 空気調和設備の整備

現在、公立の義務教育諸学校等施設の空気調和設備の整備状況について、普通教室は概ね設置が完了している一方で、特別教室は約七割、屋内運動場は約二割の設置に留まっている。

熱中症対策の観点も踏まえ、未整備となっている普通教室や特別教室も含めた空気調和設備の整備を早急に行うことが求められるが、自然災害が激甚化・頻発化する中で、屋内運動場が災害時に避難所として活用されることも踏まえると、屋内運動場への空気調和設備の整備は喫緊の課題であり、断熱性の確保も含めた整備を加速化していく必要がある。

「第1次国土強靱化実施中期計画」において、避難所となる公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の屋内運動場における空気調和設備の設置率を令和十七年度までに百パーセントにすることを目標としていることも踏まえて整備に取り組むことが求められる。

(四) バリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）において、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の施設について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には、同法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）への適合義務が課されるとともに、既存の施設についても建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務が課されている。また、令和七年六月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）が施行され、建築物移動等円滑化

基準において、原則、車椅子使用者用のトイレを各階に設置することが、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程について、一定規模以上の新築又は増築を行う際には適合義務、既存の施設については努力義務とされた。

国においては、令和十二年度までの早期に、バリアフリートイレについて避難所に指定されている全ての学校に整備すること、段差解消のためのスロープ等について全ての学校に整備すること及びエレベーターについて円滑な移動等に配慮を要する児童生徒等が在籍する全ての学校に整備することを国としての整備目標としている。また、整備目標の達成に向けた取組を推進し、バリアフリー化の整備内容の質を担保するため、原則全ての学校設置者において、令和十二年度までに、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されること、令和十二年度時点で学校設置者が新築・改築及び大規模改修の整備を検討するに当たって、高齢者、障害者等の意見を聞くこと等による当事者参画を実施していること又は実施予定であることを取組目標としている。

こうした状況も踏まえ、新築又は増築の際はもとより、既存の施設についても早期のバリアフリー化を図ることが重要である。

(五) 衛生環境の改善

感染症対策も踏まえ、細菌やウイルスが飛散しにくい洋式・乾式のトイレの整備や、床を乾いた状態で使用するドライシステム等による学校給食施設の整備等、公立の義務教育諸学校等施設における衛生環境を改善することが重要である。

(六) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、学校に不審者が侵入するなどの事件が発生していることに鑑み、不審者侵入の防止等、児童生徒等を犯罪から守るための防犯対策に配慮した施設整備を図る必要がある。

また、学校施設等におけるアスベスト等使用実態調査によりアスベストの使用が明らかになった施設のアスベスト対策等も含め、児童生徒等の安全対策には万全を期することが求められている。

3 教室不足の解消等を図る整備

社会的、自然的要因による児童生徒数の増加等に伴い、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教室等に不足が生じる場合、小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするために統合する場合又は障害のある児童生徒等が学校生活を送る際に施設面に課題がある場合等においては、義務教育の機会均等を図るために必要な教育環境となるよう施設を整備することが重要で

ある。なお、公立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の学級編制の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室の確保等も重要である。これらの対応に当たっては、新築又は増築のみならず、既存施設を活用するなど、多様な手法を検討することも有効となる。

特別支援学校においては、在籍する児童生徒等の数の増加に伴い、適正な教育環境を提供するための教室の確保が困難な状況が生じている。特別支援学校への受入れが想定される児童生徒等の数の将来推計を把握し、教室の確保のための計画を策定、更新した上で、令和九年度までの「集中取組期間」において、新增築整備のみならず、他の公立の義務教育諸学校等施設における余裕教室等の既存施設を活用し、適正な教育環境を提供することも重要である。

4 教育環境の質的な向上を図る整備

公立の義務教育諸学校等施設については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保や、一人一台端末を含めたデジタル学習基盤を十分に活用するための基礎として校内通信ネットワーク等の教育環境の整備が必要である。また、多様な特性等を有する児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、現在中央教育審議会で審議中の次期学習指導要領における教育内容・教育方法等も踏まえることが重要となる。また、「教育振興基本計画」（令和五年六月十六日閣議決定）等において設置目標が掲げられている、いわゆる学びの多様化学校（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部科学省令第十一号）第五十六条（同令第七十九条、第七十九条の六第一項及び第二項並びに第一百八条第一項において準用する場合を含む。）に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校）やいわゆる夜間中学（夜間その他特別な時間において授業を行う学校）についても、その設置に必要な施設整備を進めていく必要がある。

また、社会教育施設や福祉施設等の公共施設との複合化・共用化等による整備を行うことは、コミュニケーションや創造性を誘発する空間を生み出すことにもつながるものであり、また、公的施設等の適正化の観点からも有効である。そのため、地方公共団体における分野横断的な検討体制を構築し、単一の公立の義務教育諸学校等施設整備に留まらない幅広い視点から整備を検討することが重要である。

そのほか、環境との共生や木材の積極的な活用、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入等の様々な社会的要請を踏まえ、エコスクールの整備等を図ることも重要である。

5 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

(一) 産業教育施設

産業教育施設については、我が国における産業・経済の発展の基礎となる産業教育を行い、産業・経済の発展を担う専門的職業人を育成する重要な役割を果たしていることから、実験実習のために必要な施設を計画的に整備し、産業教育の振興を図っていくことが必要である。

(二) 幼稚園等施設

幼稚園等（法第十一条第一項に規定する幼稚園等をいう。以下同じ。）の施設については、幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の改正により令和八年度から一学級の幼児数が原則三十五人以下から三十人以下に引き下げられることも踏まえ、幼児期にふさわしい発達を促すことに留意し、質の高い幼児教育の機会が提供されるよう、施設整備を進めていく必要がある。その際には、従来の幼児教育の機能に加え、必要に応じて、保育・子育て支援を総合的に提供できる施設の整備を推進することが重要である。

(三) 学校給食施設

学校給食施設については、学校給食における食中毒の発生を防ぎ、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準（平成二十一年文部科学省告示第六十四号）を踏まえ、汚染作業区域と非汚染作業区域を部屋単位で区分するとともに、床を乾いた状態で使用するドライシステムによる整備やその内部を適切な温度・湿度に保つための空気調和設備の整備を推進することが重要である。

(四) スポーツ施設

スポーツ施設については、施設の老朽化等を背景として施設数が減少する等、地域におけるスポーツ環境を持続的に整備することが一層困難になると予想される中で、部活動の地域展開等の推進、児童生徒の運動時間の確保、武道の安全かつ円滑な実施、地域住民への適切なスポーツ機会の提供等に対応するため、各地域の中核となるスポーツ施設や学校体育施設について計画的に整備していくことが必要である。その際、気候変動への対応や環境負荷の低減に配慮するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが気軽に利用できる施設の整備を推進することや、部活動の地域展開に伴う地域クラブ活動等における利用も想定して、学校体育施設における動線の確保やスマートロックの導入等の出入口の整備等を行うことが重要である。また、地域の防災拠点としての役割を踏まえ、スポーツ施設の耐震化や空気調和設備の整備等による防災機能の強化を進めることが重要である。さらに、地域のスポーツ施設と学校体育施設が連携し、効率的な利用を図ることや、地域の実態に応じて民間施設を含めた地域のスポーツ施設を学校教育活動で使用する事、学校

体育施設を集約し、地域のスポーツ施設と共用化することも重要である。

三 その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項

この基本方針は、諸情勢の変化等を踏まえ、今後概ね五年を目途に見直しを行うこととする。

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画
(改正後の全文)

〔平成十八年四月二十四日〕
〔文部科学省告示第六十二号〕
(令和八年三月三十一日最終改正)

公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画

この基本計画は、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成十八年文部科学省告示第六十一号。以下「施設整備基本方針」という。）に基づき、地方公共団体が交付金（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する交付金をいう。以下同じ。）を有効に活用し、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するために、公立の義務教育諸学校等施設（法第十一条第一項に規定する義務教育諸学校等施設をいう。以下同じ。）に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造事業について定めるものである。

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、この基本計画に即して、施設整備計画（法第十二条第二項に規定する施設整備計画をいう。以下同じ。）を作成し、遅滞なくこれを公表する必要がある。

なお、この基本計画は、施設整備基本方針の変更等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととする。

一 施設整備計画の作成に関する基本的事項

施設整備計画の作成に際しては、公立の義務教育諸学校等施設の老朽化状況等の適切な実態把握の下、地域特性等を活かした学校づくりを進めるため、以下に定める事項に沿って、地方公共団体の自主性及び創意工夫を活かして作成することが必要である。

1 施設整備計画の目標の設定

施設整備基本方針に定める整備の目標に関する事項を踏まえ、次に掲げる事項の区分に応じた目標を定め、施設整備計画に記載すること。

- (一) 老朽化対策を図る整備
- (二) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備
- (三) 教室不足の解消等を図る整備
- (四) 教育環境の質的な向上を図る整備

(五) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

2 施設整備計画の目標の達成のために必要な事業

施設整備計画の目標の達成のために必要な事業については、次に掲げる整備の区分に応じて記載すること。

なお、老朽化対策を図る整備については、改築方式から長寿命化改良方式に重点を移すなど、より効率的に進めることが必要である。

(一) 老朽化対策を図る整備

- (1) 建築後四十年以上を経過した老朽施設の長寿命化を図るための改造事業
- (2) 建築後又は長寿命化改良の実施後二十年以上を経過した施設の予防改修事業
- (3) 老朽化が著しく構造上危険な状態にある施設の教育条件の改善のための改築事業

(二) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(1) 耐震性の確保

- ア 構造体の耐震化及び吊り天井（照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたものを含む。）の耐震対策を図るための改造事業
- イ 教育を行うのに著しく不適當な建物の教育条件の改善を図るための改築事業
- ウ 天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策を図るための改造事業

(2) 防災機能の強化

- ア 防災機能を強化するための整備に関する事業

(3) 空気調和設備の整備

- ア 空気調和設備の設置に関する事業

(4) バリアフリー化

- ア バリアフリー化を図るための改造事業

(5) 衛生環境の改善

- ア トイレ環境の改善を図るための改造事業

(6) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

- ア 児童生徒等の安全確保を図るための改造事業
- イ 公害防止工事など教育環境を改善するための改造・改築事業
- ウ アスベストの除去工事など法令等に適合させるための改造事業

(三) 教室不足の解消等を図る整備

- (1) 必要な教室数を確保するための既存施設の改造事業
- (2) 特別支援学校の施設の整備充実に関する事業

(四) 教育環境の質的な向上を図る整備

- (1) 大規模な内部改修等により、高機能かつ多機能な教育環境の整備等
を図るための改造事業
- (2) 学校を適正な規模にするための統合に伴う改造事業
- (3) 学びの多様化学校又は夜間中学の用に供するための既存施設の改造
事業
- (4) 屋外空間を様々な体験活動の場として活用するための屋外教育環境
施設の整備に関する事業
- (5) 太陽光発電設備の導入などの環境を考慮した学校施設の整備に関す
る事業
- (6) 校内通信ネットワークの整備等に関する事業

(五) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

- (1) 産業教育に必要な実験実習施設の整備を行う産業教育施設整備事業
- (2) 学級数の増加等により必要となる高等学校等（法第十一条第一項に
規定する高等学校等をいう。）の施設（特別支援学校の高等部の施設又
は奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八
十九号）第一条に規定する区域をいう。）及び沖縄県に所在する施設に
限り、産業教育のための施設を除く。）の新增築事業
- (3) 学級数の増加等により必要となる幼稚園等（法第十一条第一項に規
定する幼稚園等をいう。）の施設（就学前の子どもに関する教育、保育
等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定に
よる公示がされたものの施設を除く。）の新增築事業
- (4) 衛生管理の充実を図るための学校給食施設の新增改築事業
- (5) 水泳プールや武道場等の整備を行うスポーツ施設整備事業
- (6) へき地学校等に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の
用に供するための集会室の新增築事業
- (7) へき地学校等における通学困難な児童生徒のための寄宿舎の新增築
事業
- (8) へき地学校等に勤務する教員及び職員のための住宅整備事業

(六) (一) から (五) までに定めるもののほか、施設整備計画の目標達成の

ために必要と認められる整備事業

3 施設整備計画の期間

緊急の課題を迅速に進めていく観点から、三年以内とすること。

4 負担に係る事業との調和

施設整備計画に基づいて行う事業のうち、義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する学校をいう。）の建物（同条第二項に規定する建物をいう。）の整備に係るものについては、効率的かつ適正な執行のため、法第三条第一項各号の負担に係る事業と調和が保たれたものとする。

5 その他施設整備計画の記載事項

（一）施設整備計画の名称

地方公共団体名が明確に分かるよう、適切な施設整備計画の名称を記載すること。

（二）施設整備計画の評価に関する事項

施設整備計画の目標の達成状況に係る評価について、その実施方法等を記載すること。

二 交付金の交付に関する基本的事項

公立の義務教育諸学校等施設の整備に係る中長期的な見通しの下で策定された施設整備計画について交付金を交付する。ただし、公立の義務教育諸学校等施設の整備目標やその目標達成のための事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付する。

この際、児童生徒等の教育機会の確保に関わる計画や児童生徒等の安全に直接関わる計画については特に緊急度及び重要性が高いことを踏まえ配慮するものとする。